

四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第11号

四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例の一部を改正する条例

四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例（平成30年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（市民等及び事業者の役割）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業者は、障害の特性に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。</p> <p>4 <u>事業者は、障害者が利用しやすいサービスの提供及び障害者の雇用の安定を図るための環境整備を図るよう努めるものとする。</u></p> | <p>（市民等及び事業者の役割）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業者は、障害の特性に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、<u>障害者が利用しやすいサービスの提供及び障害者の雇用の安定を図るための環境整備を図るよう努めるものとする。</u></p> |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）